

彩の国ゆたかなむらづくり整備事業補助金交付要綱

令和4年3月31日 決裁

(趣旨)

第1条 県は、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図るため、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2098号農林水産事務次官通知）及び農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される農業集落排水事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、同条第2項の添付書類は要しない。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が毎会計年度に定める日までとする。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税相当額及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(事業の変更等の承認申請)

第4条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2に掲げる変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号及び様式第3号の2のとおりとする。

（概算払等の請求）

第7条 補助事業者は、補助金の概算払請求及び前金払請求ができるものとする。

（状況報告）

第8条 規則第11条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末日現在において、様式第4号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに、知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式）

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止、事業年度の完了の場合を含む。）の日から起算して20日を経過した日又は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（処分制限、財産の指定）

第10条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の機械器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（次条第3項において「処分制限期間」という。）は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）に定められている耐用年度に相当する期間とし、その期間は、補助事業完了の日から起算する。

（書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から8年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産については、第1項の帳簿及び証拠書類ならびに別紙4の6の財産管理台帳の処分制限期間が経過するまでの間、整備保管しておかなければならない。

（書類の経由）

第12条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の農林振興センターの長

を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 農村総合整備事業補助金交付要綱（最終改正 平成３０年４月１日）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行に際し、現に前項に掲げる要綱の規定に基づいて交付されている補助金については従前の例による。

別表 1（第 2 条関係）

事業等	経 費	補助率
1 農山漁村地域 整備交付金	（１）農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2（農業集落排水事業）の第 1 の 2（１）に定める事業を実施するのに必要な経費 （２）農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2（農業集落排水事業）及び別紙 4－1 取扱い 2（農業集落排水事業）に基づき実施される事業のうち、別紙 4－1 運用 2 の第 1 の 2（２）調査及び計画の策定 （３）農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2（農業集落排水事業）の第 1 の 2（３）に定める事業を実施するのに必要な経費	（１）に該当する補助事業費の 50%以内 （２）に該当する補助事業費の 50%以内 （３）定額（ただし、機能診断に係る交付額は、一処理区当たり 200 万円、最適整備構想の策定に係る交付額、一構想当たり次の式により算出された額（当該額が 800 万円を超えるとときにあつては 800 万円）をそれぞれとする。 交付限度額＝処理区数 × 100 万円＋200 万円
2 農村整備事業	（１）農村整備事業実施要領別紙 1（農業集落排水施設整備事業）第 2 に定める事業を実施するのに必要な経費 （２）農村整備事業実施要領別紙 6（計画策定等事業）第 1 に定める事業を実施するのに必要な経費	（１）に該当する補助事業費の 50%以内 （２）定額

別表２（第５条関係）

事業等	軽微な変更	
	経費の配分の変更	事業内容の変更
・ 農山漁村地域整備 交付金		次に掲げる変更以外の変更 １ 工種別又は事業種類別の 事業量の３０％を越える増 減 ２ 工種の新設、変更又は廃止
・ 農村整備事業		次に掲げる変更以外の変更 １ 工種別又は事業種類別の 事業量の３０％（３０％に相 当する額が５００万円以下の 場合は５００万円）を越える増 減 ２ 工種の新設、変更又は廃止

様式第 1 号（第 3 条関係）

年度〇〇〇〇〇事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

主たる事務所の所在地及び名称
代表者の氏名

下記により 年度〇〇〇〇〇事業（ 地区）について補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。
記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容及び経費の配分（別紙 1 のとおり）
- 3 補助事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算書（別紙 2 のとおり）
- 5 交付を受けようとする補助金額 金 円
- 6 実施設計書

様式第 2 号（第 4 条関係）

年度〇〇〇〇〇事業変更等承認申請書

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

主たる事務所の所在地及び名称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた〇〇〇〇〇事業（ 地区）について別紙理由書に記載した理由により補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の内容及び経費の配分（別紙 1 のとおり）
- 2 収支予算書（別紙 2 のとおり）
- 3 交付を受けようとする補助金額 金 円
- 4 理由書（別添のとおり）
- 5 変更設計書（別添のとおり）

注 別紙 1 又は別紙 2 は、それぞれ様式第 1 号の別紙 1 又は別紙 2 に準じて作成し、申請内容の変更部分については変更前の内容を括弧書きで上段に、変更後の内容を下段に記載すること。

様式第3号（第6条関係）

年度〇〇〇〇〇事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇〇〇〇事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助事業費及び補助金の額は、次のとおりである。（地区名 ）
補助事業費 円
補助金の額 円 工事費 円
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 2 支払方法
- 3 補助金の確定額は、次の各号により算出した額を比較して、いずれか低い額とする。
（１）補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）
（２）補助事業者が、当該補助事業に要した実支出に補助率を乗じて得た額
- 4 補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。ただし次の各号に掲げる以外の変更はこの限りではない。
（１）工種別又は事業種類別の事業量の30パーセントを超える増減
（２）工種又は事業種類の新設、変更又は廃止
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、文書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 6 知事の承認を得て補助事業により取得した機械を貸付ける場合には、当該機械の購入費の額から受けた補助金に相当する額を控除した額の償却と、維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料でなければならない。
- 7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても知事が別に定める期間内は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図り、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

なお、当該処分により、収入があった場合は、その収入の一部を納付させることがある。

- 8 補助事業を中止し、又は廃止した場合において、当該補助事業により取得した工事用材その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告して、その指示を受けなければならない。

なお、当該処分により収入があった場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。

- 9 補助事業者が、さらに間接補助事業者へ間接補助金を交付する場合においても、補助事業者に附された条件と同一の条件を附さなければならない。
- 10 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金等であり、同法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び国・県の関係補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第 3 号の 2

年度〇〇〇〇〇事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇〇〇〇事業補助金の変更について、申請のとおり承認します。
なお、年 月 日付 第 号に基づく補助金交付決定通知の一部を、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業費及び補助金額
補助事業費 金 円
補助金の額 金 円 【 工事費 円 】

事業名	地区名

様式第 4 号（第 8 条関係）

年度〇〇〇〇〇事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

主たる事務所の所在地及び名称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた〇〇〇〇〇事業
（ 地区）第 3 四半期の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 1 条
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業遂行状況（別紙 3 のとおり）
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

様式第5号（第9条関係）

年度〇〇〇〇〇事業実績報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

主たる事務所の所在地及び名称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた〇〇〇〇〇事業
が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添
えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の成果（別紙1及び別紙4のとおり）
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日
- 4 収支精算書（別紙5のとおり）
- 5 出来高設計書（別添のとおり）

（注）補助事業の成果については、申請額と異なる場合箇所のみ2段括弧書きとする。

様式第 5 号の 2（第 9 条関係）

年度〇〇〇〇〇事業年度終了実績報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所の所在地及び名称
代表者の氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度にお
ける 事業（ 地区）について、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条
の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第 6 号（第 9 条関係）

年度〇〇〇〇〇事業消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

主たる事務所の所在地及び名称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった〇〇〇〇〇事業補助金につ
いて、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のと
おり報告します。

記

1	補助金等の交付手続等に関する規則 (昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号)		
	第 1 4 条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入 控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税 仕入控除額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

別紙1 ○○○○事業
経費の配分及び事業計画の概要

事業名				地区名 (事業主体)			施工年度	年度～ 年度					申 請 ・ 実 績 (どちらかに○)		
費 目	工 種	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備 考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金 (交付金)	国庫 補助率	国庫補助金(交付金)以外の財源			事業量	事業費	
										都道府県費	市町村費	土地改良 区その他			円
小 計															
計															

(注)添付資料 1. 実施設計書(変更実施設計書)
(記載要領)
1. 区分欄及び事業種類欄には各事業別ごとの工種を記入すること。
2. 費目欄には、工事費の純工事費、測量設計費、船舶機械器具費、用地費及び補償費、全体実施設計書を事業種類ごとに小計を入れる。
3. 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
4. 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
5. 備考欄には、事業種類ごとに受益面積、集排については受益戸数、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同相当額がない場合には、「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入する。
6. 申請と実績の金額が異なる場合は、実績報告時に申請金額を上段()で記載すること。

別紙 2

収支予算書

区 分	事業費	国庫補助金 （交付金）	国 庫 補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

別紙3 事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予算額	収支済額	収支未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
事業費	円	円	円	

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進ちょく率	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	(B) / (A)	
純工事費		円		円	%	
用地補償費						
測量設計費						

別紙 4

3. 船舶機械器具費調書

区 分	数量	単価	金額	備考
		円	円	

4. 直営調書

区 分	材料費	労務費	需用費	その他	計	備考
	円	円	円	円	円	

5. 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は取得 年月日	備考
				円	円		

別紙5 収支精算書

(1) 補助金精算

事業名	工 種	補助金 決定額	補助事業 費総額	補助率	精算 補助額 (A)	補助金 受領額 (B)	補助金返還額 又は未受領額 (B) - (A)
	工事費						
	計						

(2) 収入の部

区分	収入予算額	収入済額	差引増△減

(3) 支出の部

費目	支出予算額	支出済額	差引増△減	支出内訳		
				工事費		

別紙4

1. 請負及び竣工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	受注者氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
									検査年月日	検査責任者職氏名		

- (注) 1. 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
 2. 請負契約に変更のあったときは、設計金額及び請負金額の欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を括弧書きで上段に記載すること。
 3. 随時契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
 4. 構造又は工法欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等を記載すること。

別紙4

2. 用地費及び補償費調書

区分	地目及び補償物件(又は権利)	数量	金額	備考
			円	

(注) 1. 用地費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

別紙4

6. 財産管理台帳(要綱第11条の財産)

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分制限年月日	処分の種別	処分年月日	補助金返還額	
						円	円							

(注) 1. 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
2. 備考欄に、当該事業に係る補助率等を記載すること。

別紙

事業名														
地区名	費目	工種	実施計画			年度出来高			出来高率	年度以降 予定出来高		完了 年 月 日	了定 日	摘要
			事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金		事業費	補助金			
				円	円		円	円		円	円			

注1 補助金欄には、補助金の額のうち県費に係る分を括弧書きで上段に、補助金の額を下段に記載すること。